

東京港臨港道路南北線沈埋函工事に伴う工事区域および航泊禁止のお知らせ

令和2年1月10日～令和2年4月30日

- 下記の通り中防北水路では海上工事が行われます。
- 沈埋函が設置されています。付近海域を航行する船舶は、十分注意してください。
- お台場ライナーふ頭及び10号地その2ふ頭西側を利用する500総トン以上の船舶は、東京西航路を利用しての入出港となります。

記

1 概要

(1) 工事内容(図-1、2 参照)

①埋戻工

沈設後の沈埋函側部および頂部に岩ズリ等を投入します。
岩ズリ等の投入は、ガット船及びトレミー台船を使用します。
ただし、護岸付近はトレミー台船が使用できないため、ガット船から直接投入を行います。
投入した埋戻材が航路・泊地の必要水深を確保できない一部の区間について、潜水士による人力均しを行います。

②護岸復旧工

沈埋トンネル部端部を構築するため、一部撤去していた護岸の復旧を行います。
基礎捨石の投入は、ガット船にて潜水士の指示により行い、基礎捨石投入後、潜水士により本均し及び荒均し作業を行います。

(2) 工事区域明示用標識の設置 (図-2、3 参照)

工事区域を示すための灯標、灯浮標を設置します。

2 航泊禁止 設定期間

中央防波堤側の工事区域は航泊禁止として以下の期間設定されております。
なお、工事状況によっては、設定期間が変更される場合もあります。

令和2年1月10日～令和2年4月30日

3 安全対策

(1) 作業船団は工事区域内にて夜間係留をします。

夜間停泊時には、法定の灯火を表示するとともに、作業船団の4隅には点滅灯(4秒1閃光黄色)を設置します。

(2) 警戒船

原則として作業時間中(昼間)、10号地側及び中央防波堤側の工事区域毎に2隻配備します。

また、中央防波堤側の工事区域(航泊禁止)は、作業終了後(夜間)も、2隻の警戒船(国際VHF通信可)を配備し、付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。(図-2、4 参照)

※警戒船へは国際VHF無線(16ch)による連絡が可能です。

(呼出名称:南北線警戒船)

(3) 工船用船舶の標識

工船用船舶には法定の灯火・形象物、及び標識旗を掲揚します。(図-5 参照)

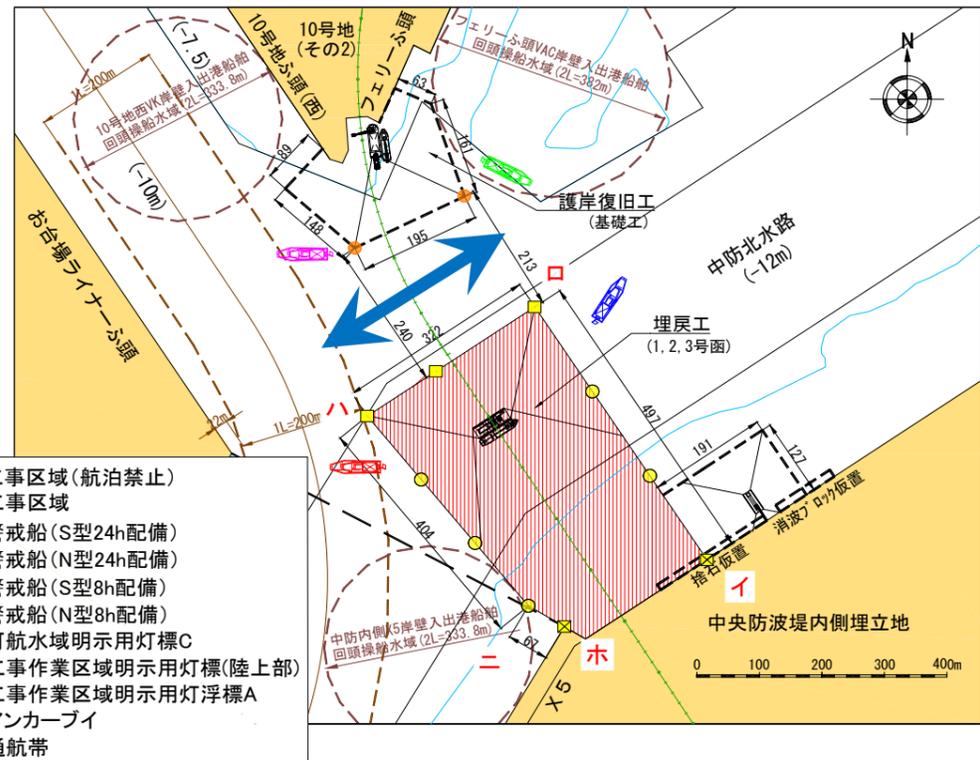
(4) 「南北線航行安全情報管理室」を設置し、次の業務を行います。(図-1 参照)

- ・一般船舶等に対する工事情報等の提供
- ・工事区域周辺通航船舶の情報収集
- ・工船用船舶及び警戒船への動静情報の提供、注意喚起等

図-1 案内図



図-2 工事区域図



※ 黄色のブイの外側を航行してください。

◆工事区域(航泊禁止)(図-2 参照)

座標のイからホの各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
イ	10号地信号所から	140度00分	946m	35度36分29.0秒	139度48分03.9秒
ロ	イ地点から	326度20分	497m	35度36分42.3秒	139度47分52.8秒
ハ	ロ地点から	263度21分	322m	35度36分36.4秒	139度47分42.2秒
ニ	ハ地点から	140度18分	404m	35度36分26.4秒	139度47分52.6秒
ホ	ニ地点から	120度30分	67m	35度36分24.5秒	139度47分56.2秒

図-3 工事区域(航泊禁止)明示用標識【灯標・灯浮標】

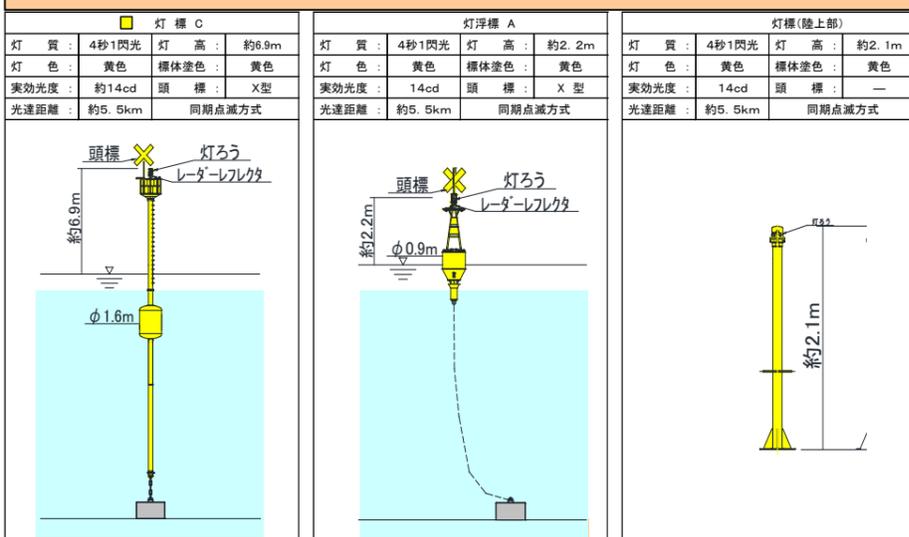


図-4 警戒船の表示

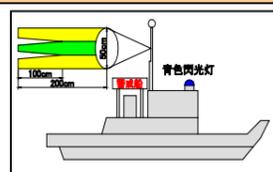


図-5 標識旗



お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所
電話03-5534-1367
<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>

このリーフレットに関する問合せ先

南北線航行安全情報管理室
電話03-5579-6638
namboku-jokan@soleil.ocn.ne.jp